

<返戻金制度について>

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により入社後6ヶ月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合 45%
- (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内に退職した場合 25%

上記を原則とし、詳細は求人各社との個別契約により定めます。